

令和2年（行ウ）5号 損害賠償等請求事件

原告 多田 雅史

被告 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

## 訴 訟 告 知 書

令和2年4月16日

名古屋地方裁判所民事第9部D2係 御中

告知人（原告）多田 雅史

上記当事者間の頭書事件について、告知人（原告）は、下記の者に対し、  
訴訟告知をする。

### 記

被告知人1 公益財団法人 日本医療機能評価機構

理事長 河北 博文

住所 〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

被告知人2 厚生労働省医政局

局長 吉田 学

住所 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

### 告 知 の 理 由

1 頭書事件は、原告が、被告に対し、医療法施行規則12条に基づき、

上記当事者間の「ベンゾジアゼピン系薬物の医療過誤事件訴訟」は被告の損害賠償責任の判決が確定しているため、医療法に従い「事故等事案」の「事故等報告書」の提出義務の履行及び損害賠償請求を求めている事件である。

- 2 頭書事件において、被告に対し、「事故等報告書」の提出を命じる判決がなされれば、被告は医療法の登録分析機関である被告知人1へ「事故等事案」の「事故等報告書」を提出することになる。
- 3 医療法の監督行政官庁は厚生労働省医政局であり、被告知人2はその責任者であり、頭書事件は医療法の「事故等事案」の「事故等報告書」の提出義務の履行に関する事件である。
- 4 したがって、告知人は、被告知人1及び2に対し、民事訴訟法53条及び同法規則22条に基づき、訴訟告知をする。

#### 訴 訟 の 程 度

頭書事件は、名古屋地方裁判所において、令和2年3月12日、すでに第1回口頭弁論が開催された。

以 上